さいたま市市民活動サポートセンターができるまで　年表

～2004年 ／ 2005年（平成17年） ／ 2006年（平成18年） ／ 2007年（平成19年）

整備検討委員会

- 第15回整備検討委員会●
- ●第14回整備検討委員会
- ●第13回整備検討委員会
- ●指定管理者候補による公開プレゼンテーション(p.60-61)
- ●第12回整備検討委員会
- ●第11回整備検討委員会
- ●第10回整備検討委員会
- ●第9回整備検討委員会
- ●第8回整備検討委員会
- ●「さいたま市市民活動サポートセンター整備についての提言書」を市長に提出(p.31,42)
- ●第2回提言書起草委員会
- ●第1回提言書起草委員会
- ●第7回整備検討委員会
- ●第6回整備検討委員会
- ●第5回整備検討委員会
- ●第4回整備検討委員会
- ●第3回整備検討委員会
- ●かながわ県民活動サポートセンター見学(p.27)
- ●第2回整備検討委員会
- ●第1回整備検討委員会
- ●さいたま市市民活動サポートセンター整備検討委員会設置(p.25)

ワークショップ

- 第11回ワークショップ全体会
- ●
- ●第10回ワークショップ全体会
- ●第9回ワークショップ全体会
- ●第8回ワークショップ全体会
- ●第7回　ワークショップ全体会
- ●第6回ワークショップ全体会
- ●第5回ワークショップ全体会
- ●第4回ワークショップ全体会
- ●第3回ワークショップ全体会
- ●第2回ワークショップ全体会
- ●第1回ワークショップ全体会

ワークショップ活動　第1期
グループ活動(p.25-41)

ワークショップ活動　第2期
プロジェクトチーム活動
(p.48-75)

- オープニングイベント10月11日～21日(p.12-13,74-75)
- オープニングイベント実行委員会(p.74-75)
- オープニングイベント企画委員会(p.74-75)
- オープニングイベントプロジェクトチーム(p.74-75)
- PRプロジェクトチーム(p.64-65)
- 休日返上グループ(p.36)
- やおよろずの会(p.35)
- コスモス(p.34)
- 夢工房(p.33)
- ワーク21(p.32)
- 情報支援プロジェクトチーム(p.62-63)
- 市民参加プロジェクトチーム(p.58-61)
- 利用ルールプロジェクトチーム(p.66-67)
- サービス内容プロジェクトチーム(p.68-69)
- ユニバーサルデザインプロジェクトチーム(p.70-71)
- ●さいたま市市民活動サポートセンターの整備に関わるワークショップ第1回全体会開催(p.24)
- ●さいたま市市民活動サポートセンターの整備に関わるワークショップ参加者公募(p.23)

2004年、さいたま市は学識経験者に加えて、市民活動の実践者を委員とする「市民活動推進委員会」を設置し、市民活動や協働についての指針の検討を開始した。検討結果は、2006年に『『市民活動の推進』と『市民と行政との協働』の指針』としてまとめられ、公表された。

さいたま市・日本の動き

■1995年に制定された「地方分権推進法」によって、地域の行政は、地域の住民が自分たちで決定し（自己決定）、その責任も自分たちが負う（自己責任）という行政システムを構築することが求められ、地方自治体で、住民参加、住民自治などという概念が行政システムに採り入れられることとなった。

■2000年には、「地方分権一括法」が施行され、これ以降、市町村合併や政令指定都市への移行などが進み、分権型社会の実質的スタートと言われた。地域行政に住民の積極的な参加を求める「市民参画、協働による分権型社会にふさわしいまちづくり」に取り組む自治体が増えた。

■また、2003年の「地方自治法改正」により、公共の施設の管理や運営を民間の法人や団体に委ねられるようになり、さいたま市では2004年に条例を定め、公の施設の管理や運営に関して指定管理者を指定することができるようになった。

- 2007年10月25日「さいたま市市民活動サポートセンター条例」施行●
- ●指定管理者　議会で承認
- ●指定管理者審査選定委員会開催(p.55)
- ●「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」施行
- ●指定管理者　公募(p.48-50,55,58-61)
- ●「さいたま市市民活動サポートセンター条例」議会で可決(p.46-47)
- ●さいたま市市民活動推進委員会「『市民活動の推進』と『市民と行政との協働』の指針」を策定(p.22)
- ●「さいたま市市民活動サポートセンター整備基本計画」策定
- ●「さいたま市市民活動サポートセンター整備基本計画」(素案)の公開とパブリックコメント募集(p.42-45)
- ●「さいたま市市民活動サポートセンター整備基本計画」(素案)(p.42-45)
- 2005年4月　岩槻市と合併
- 2005年2月　「さいたま市総合振興計画・実施計画」決定(p.20)
- 2004年6月　浦和駅東口駅前地区再開発事業計画変更認可
- 2004年6月　さいたま市「市民活動推進委員会」設置
- 2004年4月　さいたま市コミュニティ課に「市民活動支援室」設置
- 2004年2月　「さいたま市総合振興計画・基本計画」決定
- 2003年4月　政令指定都市に移行
- 2003年3月　公共施設適正配置方針策定
- 2002年12月　「さいたま市総合振興計画・基本構想」決定
- 2002年1月～5月　公募市民による市民懇話会にて市民参加で市の将来像への提案がなされる
- 2001年5月　与野・浦和・大宮の三市の合併により、「さいたま市」ができる。
- 2000年　三市合併協議会により、「新市建設計画」策定
- 1998年　「特定非営利活動促進法（NPO法）」施行
- 1995年　阪神・淡路大震災

2004年さいたま市コミュニティ課に市民活動支援室が設置され、市民活動や協働についての指針策定と市民活動の拠点としてのサポートセンター整備の事業を、ともに市民との協働により進めることとなった。(p.22)

2002年以降、さいたま市の施策として、市民活動の拠点となる市民活動サポートセンター整備のための検討が始まり、2004年浦和駅東口の再開発事業の中で、複合公共施設として導入されることになった。(p.20)

1998年「特定非営利活動促進法（NPO法）」が施行され、ボランティア組織や非営利の市民活動団体の組織化、法人化が進んだ。

2000年三市合併協議会の策定した「新市建設計画」に「市民に開かれたまちづくりの推進」の項目に「市民活動の支援」が示され、市民活動サポートセンターの整備が挙げられた。(p.20-21)

1995年阪神・淡路大震災後、ボランティア活動の組織化、ネットワーク化の必要性が広く認識され、法律や制度の整備が始まった。

★10月25日　供用開始（オープン）

そして、さらなる協働の未来へ